

「令和８年度 第１回 人と動物との共生推進よこはま協議会」会議録		
日 時	令和８年６月８日（月）午後２時００分から午後３時００分まで	
開催場所	横浜市役所 18 階 共用会議室なみき 6 ～ 8	
出席者	溝呂木啓之、伊東綾子、大久保芳樹、田中数馬、加藤精二、赤澤暁昌、青木敦子（オンライン）、木下真梨子、須田純子（順不同）	
欠席者	伊藤琢也、久世明香、中畑嗣也	
開催形態	公開（傍聴者２名）	
議 題	１ 令和８年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について	
決定事項	議題１ 令和８年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画を案に沿って実施すること。	
資 料	１ 次第 ２ 委員名簿 ３ 令和８年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について（資料 1-1） ４ 第 11 期 横浜市動物適正飼育推進員 アンケート結果（資料 1-2） ５ 令和７年度横浜市動物愛護管理業務実施結果（資料 2） ６ 令和８年度横浜市動物愛護管理業務計画（資料 3） ７ 横浜市動物愛護基金条例の制定について（資料 4）	
議 事	議題１ 令和８年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について	
	事務局	資料 1－1 に沿って説明。 （質疑・意見）
	田中委員	資料 1－2 第 11 期 横浜市動物適正飼育推進員 アンケート結果によると、区の職員との交流の場を是非設けてほしいという意見が出ている。区の職員とボランティアの方が顔合わせをするというのは非常に重要なことだと考える。研修時のそのような機会はあるのか。
	事務局	研修に盛り込むように、検討させていただきたい。
	溝呂木会長	是非お願いしたい。 議題 1 について承認。

事務局からの報告	
報告 1 令和 7 年度横浜市動物愛護管理業務実施結果について（資料 2） 報告 2 令和 8 年度横浜市動物愛護管理業務計画について（資料 3） 報告 3 横浜市動物愛護基金条例の制定について（資料 4）	
事務局	資料 2、資料 3 及び資料 4 に沿って説明。 （質疑・意見）
大久保委員	資料 2 1 災害時のペット対策について、飼い主の会の結成数は昨年に比べるとだいぶ増えてはいるが、今後ルールを決めていくことを考えると、飼い主の会の結成がポイントになる。市としてルール設定も力を入れていこうということなので、飼い主の会の結成率が上がるよう進めてほしい。 また、同伴避難所が出来はじめているが各地域防災拠点からの反応はどうか。同伴避難をやりたいという声が実際に上がっているか。
事務局	飼い主の会の結成については、行政主導では難しいところがあるが、行政が支援しないと、地域の皆様もどのように進めてよいか分からないこともある。飼い主の会を先進的に結成した拠点の方を紹介してほしいとか、お話をしに来ていただきたいという拠点があると聞いている。地域の皆様が飼い主の会の結成を目指すということであれば、行政ができる支援について具体的な取り組みを考えたい。 また、横浜市では、飼い主とペットと一緒に過ごす避難所を同室避難場所と定義しており、地域防災拠点においてはモデル事業を行っている。現在 6 拠点から具体的にやってみたいという声をいただいております、うち 2 拠点はすでに設置することが決定している。そのうち 1 拠点は設置のための資機材を配布済みで、今年の秋には訓練が行われる予定であり、動物愛護センター職員にも参加してほしいと声がかかっている。設置が決定しているもう 1 拠点は、現在、必要な資機材の選定を始めたところである。 今年度も各区で実施される地域防災拠点運営委員会連絡協議会で同室避難のモデル事業を支援する旨案内している。声をいただくところがあれば、こちらもどんどん支援をしていきたい。 青葉区では、同室避難場所を設置した拠点の方に避難訓練に来てもらって、どのように設定したか、どのように運営していくかなどお話をさせていただく機会を設ける調整をした。他の拠点の方にも自分の拠点で何ができるか考えるきっかけになればと考えている。そのような取り組みを地道に進めていきたい。
伊東委員	資料 2 3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業について、適正飼育啓発事業が 7 6 回 1 3 9 人というのは 1 回あたりの人数が 2 人程度とかなり少ないのではないか。
事務局	施設見学など少人数のものも計上しているため、回数の割に人数が振るわないという集計になっている。例えば犬猫セミナーであれば 1 回 3 0 人程度は集まっている。

伊東委員	施設見学なのであれば、名称を変えたほうがいいのではないかな。
事務局	名称の変更等も含めて検討させていただく。
伊東委員	資料2 9 動物取扱業の登録及び監視指導について、令和7年度に指導件数が非常に増えているがなぜか。
事務局	動物取扱業者の遵守事項について指導をしているが、不適事項として最も多いのは台帳の調整の不備である。例えば動物虐待というような重大な違反が疑われるような事例ではない。
伊東委員	動物取扱業者で虐待などの事例があるのか。
事務局	そのような事例はない。多くが書類の不備に関する指導である。
伊東委員	監視指導についてしっかり細かく見るようになったということで理解した。
加藤委員	ペットの同室避難について、今までになかった避難方法が一つ増えたが、同行避難をする人は同室避難場所に避難してよくなるということか。
事務局	まだ正式に打ち出しているわけではないが、同室避難場所は非常に場所が限られていて、避難できる人数やペットの数も限られる。基本的には大原則として、在宅避難できる方はまず在宅避難がベースになる。避難所に避難する場合の大原則として、地域防災拠点におけるペットの一時飼育場所、つまり別々の場所で過ごすことが避難する場合の原則とさせていただいている。例えば、ペットが高齢や病気で常時介護を必要とするなどの場合に、人の避難場所から頻繁に一時飼育場所に行き来することが難しいことも考えられる。そのようなペットを飼育している方が少しでも安心して避難できる場所として、ペットと一緒に過ごす場所を新たに設けようということで同室避難場所の取り組みを進めている。同室避難場所はどんどん増やしていきたいが、避難する場合にペットと一緒に過ごせる体制というのはやはりまだ難しいので、しっかりとケース分けをした上で避難できる場所の選択肢を広げていきたいと考えている。
加藤委員	同室避難場所の会場を見た限りはゆとりがあり個々のスペースがある。例えば盲導犬など、いわゆる同伴避難が認められている補助犬に対しては、今までの場合、避難所に一緒に同伴避難をすることが許されているという状況だが、同室避難場所があるのであればゆとりのある場所の方が避難しやすいと思う。介護が必要なペットと飼い主が同室避難場所に入るという趣旨は分かるが、同伴避難が許されている補助犬でも同室避難場所に入れるのか。
事務局	対象はこれから整理するところである。補助犬は体育館など人が避難する場所に入れるため、あえて同室避難するということを設けないでもいいという考えもあれば、そういう方こそ同室避難場所に入ってもらわなければならないかという意見もあると思う。ただ、基本的に補助犬を通常の避難場所から除外することは絶対にあり得ないことだという認識なので、打ち出し方については慎重に検討したい。
加藤委員	補助犬の同伴避難が認められているが、そのような場合に、犬の居場所はあまり考えられていない風景がとて多い。同伴避難が認められているのであれ

		ば、ある程度同伴避難ができる場所を確保するか、あるいは横浜市の同室避難場所のようなゆとりのあるスペースに犬を連れて行った方が犬も非常に安心するし良いと思うので検討してほしい。
事務局		今後引き続き検討したい。
加藤委員		資料2 3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業について、ふん尿の苦情が多い。対応はどうなっているか。
事務局		ふん尿の苦情については、主に各区の生活衛生課が相談を受けつけており、対応としては、ふん尿処理の啓発喚起を行う黄色いプラスチック製のプレートを配布して啓発をすることが多い。また、昨年度末からイエローチョーク作戦を試行事業として始めている。他には、ふん尿がひどい場合には、区の生活衛生課職員が現地を確認した上で啓発プレートを設置をしたり、犬の散歩をしている方にお声をかけて啓発したりというような形で、飼い主の指導啓発をしている。
加藤委員		イエローチョーク作戦は実際どのような対応か。黄色いチョークでふんがあるところに丸を書くということだが、土木事務所の許可がないと勝手にやってはいけないうるがどうか。
事務局		実際に稼働しているという情報はまだない。イエローチョーク作戦として始める場合は、動物愛護センターから警察と土木事務所に説明しており、問題ないと言われている。区が始める場合には、区の生活衛生課から各区の土木事務所に説明する。区民からイエローチョークをやりたいと相談があった場合には、そのエリアを区の生活衛生課に届け出るという流れになる。
加藤委員		犬のふんを放置をするのは大体決まっている人であり、現場を押さえることは非常に難しい。マークをすることによってふんの被害が減っているという実績があり、非常に簡便な方法で良い方法だと思う。飼い主は自分の犬なので責任を持って処理すべき問題だと思う。尿についてもただ水をかけて流せばいいのかという問題もあるが、とりあえず一番目立つふんの放置をなんとかしたい。だから苦情があるところはなるべく区の生活衛生課で積極的に実施すれば効果が上がるのではないかなと思うのでぜひやってほしい。
木下委員		私も犬を4頭飼っているが、住んでいるマンション敷地内にふん被害がある。管理会社と一緒に監視カメラで確認すると、同じ人が放置していた。区役所でもらった黄色い啓発プレートや自作プレートを掲示したがあまり効果がない。日本語が分からない犬の飼い主もいると思うが日本語以外でのプレートの用意はないか。
事務局		市で作成しているプレートはないが、啓発ちらしは区が独自で作成している場合がある。
木下委員		言葉が違う場合、直接注意してトラブルになるのも怖いので多言語のものがあるとよいと思う。
事務局		多言語の啓発について検討したい。

	伊東委員 事務局 田中委員 事務局 溝呂木	資料４ 横浜市動物愛護基金条例の制定について、充当対象事業の一番目に、収容動物に対する適切な医療、飼育環境の提供に係る動物愛護センターの施設・設備整備事業となっているが、一番優先する対象事業なのか。 動物愛護センターの事業予算の順番に並べているだけであり、優先順位というわけではない。寄付していただいた方の気持ちに沿うことが一番大切だという認識なので、寄付者がどのようなことに使ってほしいかを伺い、気持ちに沿うように充当したい。動物愛護の事業には、十分な予算がつかない場合もあるので、動物愛護の考えを強くお持ちの方と協力しながら、動物愛護行政が進んでいければということで寄付をいただいている。市民の皆さんにもっと関心を持っていただいて、市民の皆様と一緒に進めていくという思いも込めて基金を作っているの、この基金をうまく生かせるようなものにしていきたいと考えている。 資料２ １災害時のペット対策について、同行避難訓練の実施回数や飼い主の会結成の数がなかなか伸びていない。市でいろいろ考えていると思うが、市民は同行避難訓練や飼い主の会のことについて認識していないのではないかと思います。ペット防災セミナーには多くの人が集まるのでそのような機会に、飼い主の会の代表の方にお話をさせていただくと身近に感じていただけるのではないかと思います。区が主催するものもあるのか。 区が主体となって取り組みを行い、動物愛護センターが協力して支援をしているものもある。例えば、鶴見区がネットワークを形成しているが、そのような先進的な取り組みを他の地域にも紹介して、進めるうえでの課題や進め方をご理解いただけるように行政として取り組みへの支援を具体的に考えていきたい。 災害時のペット対策について、同行、同伴、同室という言葉が出ているが、言葉遊びのようになっているので、市民に分かりやすいよう行政から広報していただきたい。
	閉会	